

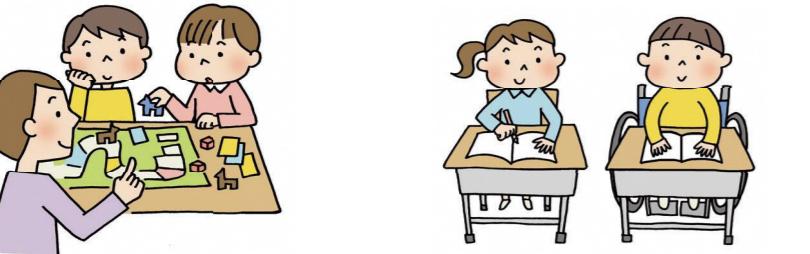
# 第3期京田辺市障害児福祉計画

## 成果目標

### 障がい児支援の提供体制の整備等

障がいのある児童の身近な場所での地域支援体制の充実を図るために児童発達支援センター等と連携を図り、また重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保し、障がいのある児童の地域社会への参加や受け入れを推進します。

また、医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児の数が増加する中で、特別な支援が必要な障がいのある児童に対する支援体制の充実を図るため、協議の場として、京田辺市医療的ケア児等支援連絡協議会の設置、府内等連携会議を開催することにより、対象人数やニーズの把握に努め、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の各関係機関が連携を図るために協議の場を設けて、地域の課題整理や地域資源の開発等を図っています。



### ■計画の進捗管理

#### (1)市民・事業者・地域などの協働の推進

障がい者団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPOなど、様々な団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

#### (2)個々の障害特性に沿ったきめ細やかな相談・支援体制の実施

障がいのある人への理解の促進に努め、それぞれの障害特性やニーズに対する専門的な相談支援体制の充実を図っています。

#### (3)計画の達成状況の点検及び評価

障害者総合支援法においては、PDCA(計画一実施一評価一改善)のサイクルを障がい者福祉に導入するように示されています。

そのため、本計画も各施策の実施状況などについて、京田辺市障害者基本計画等策定委員会及び京田辺市地域自立支援協議会などに随時意見を聞きながら、計画の進捗管理を行っていきます。

## 重点的取組(医療的ケア児等ネットワーク)

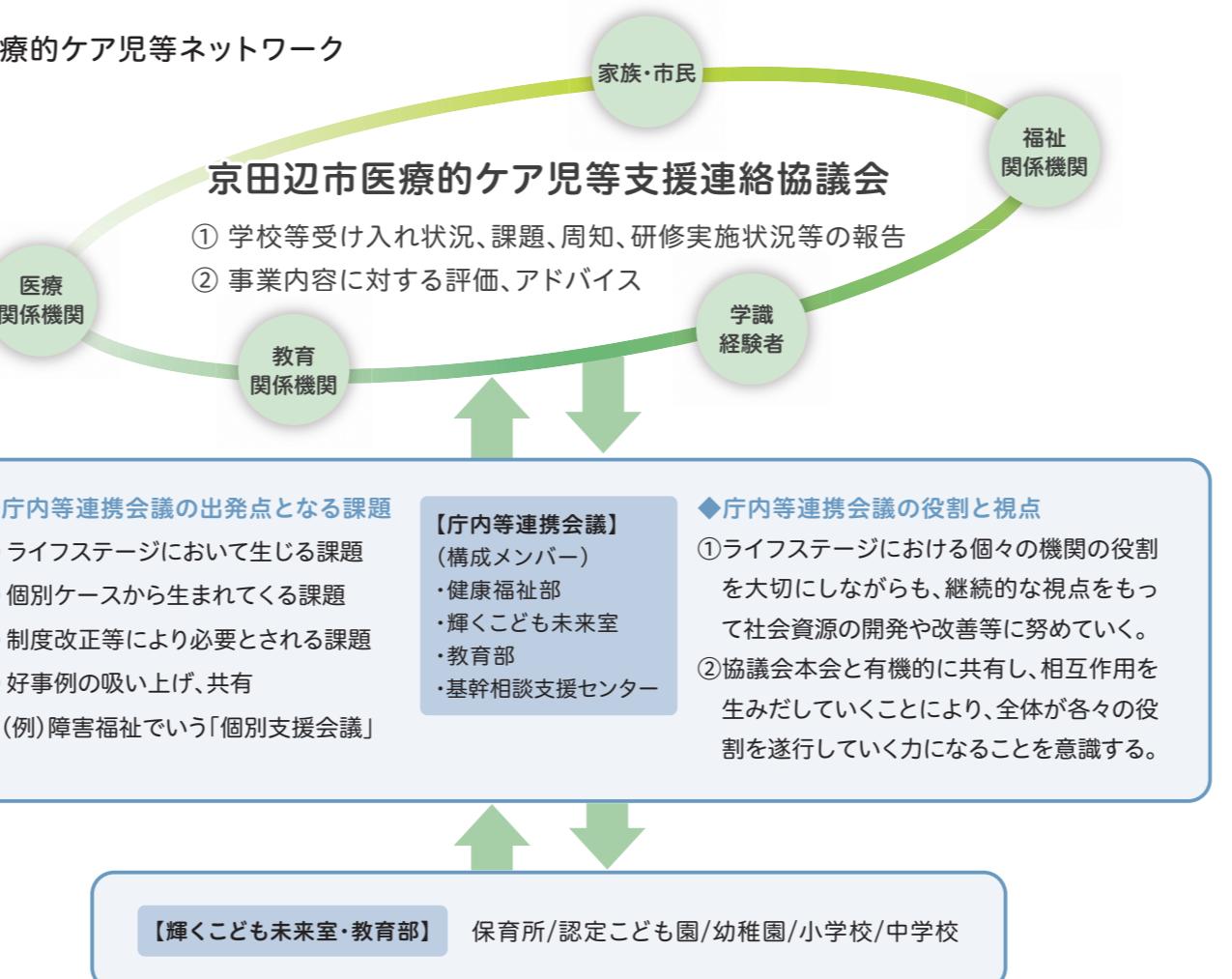
本市の総人口は、子育て世帯の流入などから年々増加しており、障がいのある児童やその家族に対する支援体制の強化はより一層の充実を図る必要があります。

そうしたなかで、医療的ケア児等の支援体制として、本市内等で暮らしていくための一社会資源として、本市における医療・教育・福祉等のネットワーク構築を図っています。また、京田辺市医療的ケア児等支援連絡協議会設置条例を制定し、関係機関との連携を図っています。

### —京田辺市医療的ケア児等支援連絡協議会における協議内容—

- (1)医療的ケア児等の支援に係る課題に関すること。
- (2)医療的ケア児等の支援に係る関係機関、事業所等の連携に関すること。
- (3)その他医療的ケア児等の支援に関し、協議会が必要と認めたこと。

### ■医療的ケア児等ネットワーク



## 第7期京田辺市障害福祉計画・第3期京田辺市障害児福祉計画

### —概要版—

発行年月：令和6年(2024)3月  
発行・編集：京田辺市 健康福祉部 障がい福祉課  
住所：〒610-0393 京田辺市田辺80番地  
TEL：0774-64-1372  
FAX：0774-63-5777  
E-mail：shogai@city.kyotanabe.lg.jp

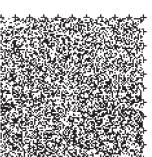
## 概要版

# 第7期京田辺市障害福祉計画

# 第3期京田辺市障害児福祉計画



令和6年3月  
京田辺市



# 計画策定にあたって

## 計画策定の趣旨

京田辺市(以下「本市」という)では、令和3年(2021)3月に「第6期京田辺市障害福祉計画」・「第2期京田辺市障害児福祉計画」を策定し、障がいのある人、障がいのある児童が自ら望む地域生活を送るために必要な障害福祉サービス等の充実を図るための取組を推進してきました。

計画期間中には新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等に伴い地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会が制限されるなど、特に障がいのある人を含め脆弱な立場に置かれている人々が深刻な影響を受けました。また、地域で障がいのある人が抱える課題は、障がいの重度化・高齢化や、障がいのある人とその家族等が支援につながれないまま社会で孤立していく、いわゆる「8050問題」など、より複合化・複雑化し、地域コミュニティの希薄化や人口減少、超高齢社会化とも相まって、さらに深刻なものとなることが懸念されています。

こうした社会情勢の変化や、これまでの本市の取組や国の動向、障害福祉サービス等へのニーズ変化等を踏まえ、新たに「第7期京田辺市障害福祉計画」・「第3期京田辺市障害児福祉計画」を策定するものです。

## 計画の位置づけと期間

### 第7期京田辺市障害福祉計画

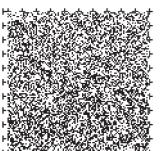
3年間 (令和6年(2024)4月1日から令和9年(2027)3月31日)

障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画で、計画期間各年度の障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込み量や提供体制を定める計画です。

本計画は、令和6年度(2024)から令和8年度(2026)までの3年間とします。

#### 計画名

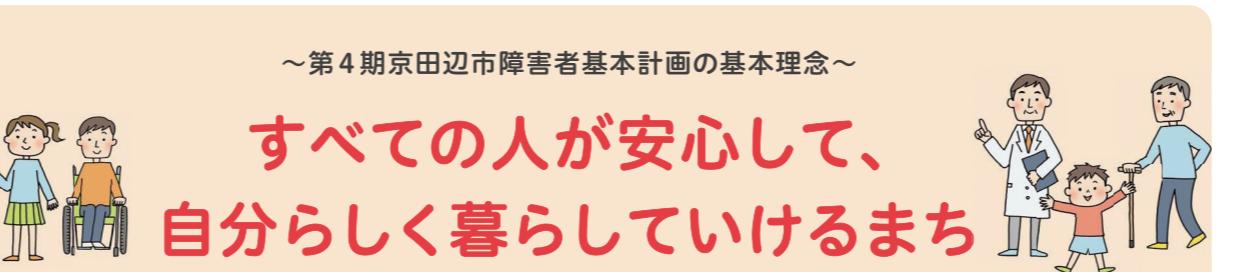
計画名	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
<b>第4期</b>						
京田辺市 障害者基本計画						
京田辺市障 害福祉計画						
京田辺市障害 児福祉計画						
<b>第6期</b>						
<b>第2期</b>						
<b>第3期</b>						



# 計画の基本的な考え方

## 基本理念

本計画は、第4期京田辺市障害者基本計画に基づき策定される計画となっています。そのため、第4期京田辺市障害者基本計画で設定された基本理念をもとに、計画を推進します。



### すべての人が安心して、自分らしく暮らしていくまち

本市において、障がいの有無や年齢、性別に関わらず、互いに支え合いながら、誰もが役割を持って生き生きと暮らすことができる地域共生社会の実現をめざしています。

また、地域の一員として、あらゆる活動に参加する機会を確保するとともに、必要な情報を得られ、その意思を伝えることができ、暮らし方を自ら選択できるよう支援することも求められています。それぞれのライフステージに応じて適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野が連携をとりながら、総合的に施策を展開することで、「すべての人が安心して、自分らしく暮らしていくまち」をめざします。

## 基本的な視点

### 「共生」のまちづくりの推進

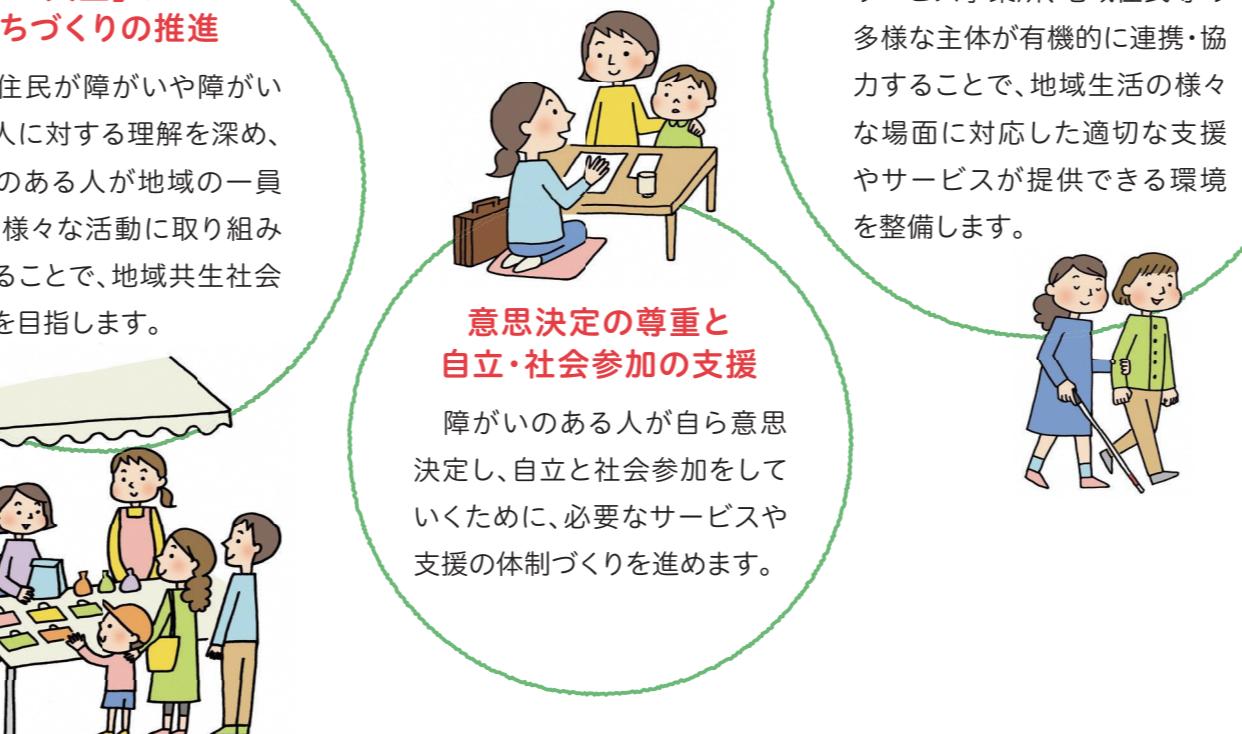
地域住民が障がいや障がいのある人に対する理解を深め、障がいのある人が地域の一員として、様々な活動に取り組み活躍することで、地域共生社会の実現を目指します。

### 意思決定の尊重と自立・社会参加の支援

障がいのある人が自ら意思決定し、自立と社会参加をしていくために、必要なサービスや支援の体制づくりを進めます。

### 地域生活の基盤の整備

行政、医療機関、障害福祉サービス事業所、地域住民等の多様な主体が有機的に連携・協力することで、地域生活の様々な場面に対応した適切な支援やサービスが提供できる環境を整備します。



# 第7期京田辺市障害福祉計画

## 成果目標

### 1.施設入所者の地域生活への移行

障がいのある人の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、インフォーマルなサービスの提供等地域の社会資源を最大限に活用、提供できるよう体制を整備します。

### 2.地域生活支援の充実

障がいのある人の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障がいのある人の居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を担う地域生活支援拠点等を整備し、地域生活支援を推進することが求められています。本市においては、これら機能を持ち合わせた地域生活支援拠点等の整備が完了しており、今後、事業の充実を図ります。

### 3.福祉施設から一般就労への移行

就労を希望する障がいのある人の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、障がいのある人と企業のマッチングをはじめとした就労の機会を設け、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

### 4.相談支援体制の充実・強化のための取組

本市は基幹相談支援センターと関係部署や関係組織との連携の下、総合的な相談支援体制の構築や専門的な助言・指導の実施など、障がいのある人及び障がいのある子どもやその家族、支援に携わる方々を支える体制を整備しています。

### 5.障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

職員の資質向上を目的として、府をはじめ、近隣市町村が実施する研修等へ、必要に応じて参加しています。

審査結果の共有や指導監査結果の共有については、本市在住の障がいのある人及び障がいのある子どもは、近隣市町村でもサービスを利用しているという実情を踏まえると、本市単独ではなく、本市を含めた近隣市町村での分析や共有が望ましいと考えられるため、広域での共有体制の構築についても視野に入れながら、実施方法について検討していきます。

